

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 森 崎 英 二
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED]
職歴 昭和49年 4月 日本電気株式会社入社
平成22年 6月 ラ・ビスタ宝塚団地自治会副会長
平成23年 6月 ラ・ビスタ宝塚団地自治会会長
平成25年 6月 宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議会役員
現在に至る。
平成25年 7月 ボランティアグループ「ラ・ビスタささえ愛ネット」副会長
平成26年 1月 ボランティアグループ「ラ・ビスタささえ愛ネット」役員
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)